

広島県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県福山地域事務所建設局において、平成二十一年二月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年二月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道井関加茂線	福山市加茂町字北山一四八一番四地先から 福山市加茂町字北山一四五六番一地先まで	平成二十二年二月五日